

臨時技術検査実施基準

1 完成検査時に、出来形、品質の確認が著しく困難が予想される場合を以下のように規定する。

工 種	内 容
共通的工種	基礎工 場所打ち杭工、既製杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工、鋼管井筒基礎工、
	地盤改良工 バーチカルドレーン、締固改良工、固結工
河川工種	水門樋門、堰、排水機
港湾・海岸工種	ケーソン工、セルラー工、捨石工
砂防工種	鋼製ダム工、コンクリートダム工〔堤高 15m〕
ダム工種	フィルダムのコア盛立、コンクリートダム、基礎グラウチング
道路工種	橋梁下部工 橋台・橋脚の高さ5m以上又は、橋長15m以上の下部工 橋梁上部工 (H形鋼橋梁を除く)仮組立て又は数値組立て、支承工 コンクリート橋上部工 桁製作(工場製作、現場製作)JIS製品を除く、支承工 トンネル(NATM) 支承工、覆工、インバート
下水道工種	シールド工 終末処理場 ポンプ場の土木施設

2 中間技術検査基準及び完成後に出来形・品質の確認が著しく困難な工種として規定した以外で、工事担当課長・工事検査室長が認めた検査を総評して、臨時技術検査とする。